

法学部A方式Ⅱ日程・国際文化学部A方式
キャリアデザイン学部A方式

3 限 選 択 科 目 (60分)

〈注意事項〉

1. 問題冊子・解答用紙では試験科目名を以下のとおり表記している。

科 目 名	表 記	ページ	科 目 名	表 記	ページ
公共, 政治・経済	政治・経済	2～28	歴史総合, 日本史探究	日 本 史	30～47
歴史総合, 世界史探究	世 界 史	48～64	地理総合, 地理探究	地 理	66～78
数学Ⅰ・Ⅱ, 数学A・B・C	数 学	80～85			

2. 試験開始の合図があるまで, 問題冊子を開かないこと。
 3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
 4. 科目の選択は, 受験しようとする科目の解答用紙を選択した時点で決定となる。
 一度選択した科目の変更は一切認めない。
 5. **数学**については, 定規, コンパス, 電卓の使用は認めないので注意すること。
 6. マークシート解答方法については以下の注意事項を読みなさい。

マークシート解答方法についての注意

マークシート解答では, 鉛筆でマークしたものを機械が直接読みとって採点する。したがって解答はHBの黒鉛筆でマークすること(万年筆, ボールペン, シャープペンシルなどを使用しないこと)。

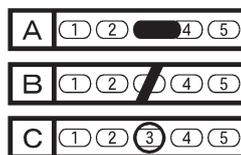
記入上の注意

1. 記入例 解答を3にマークする場合。

(1) 正しいマークの例



(2) 悪いマークの例



枠外にはみださないこと。

○でかこまないこと。

2. 解答を訂正する場合は, 消しゴムでよく消してから, あらためてマークすること。
 3. 解答用紙をよごしたり, 折りまげたりしないこと。
 4. 問題に指定された数よりも多くマークしないこと。

7. 問題冊子のページを切り離さないこと。

(政治・経済)

〔 I 〕 次の資料は衆議院選挙制度協議会[※]が2023年12月にまとめた報告書(概要)の一部である(出題に伴い一部改変している)。これに関連して、以降の問いに答えよ。

■これまでの経緯

- ▷〔1994年の採用時から2023年12月までの間に〕現行の衆議院選挙制度の下で9回の総選挙が実施されたが、この間、都市部への人口集中と地方の人口減少が進み、人口格差が拡大。⁽¹⁾
- ▷〔2016年におこなわれた〕アダムズ方式に基づく公職選挙法の改正に際し、⁽²⁾国会において抜本的な検討と速やかな与野党協議の場の設置を決定。

■協議項目の論点と意見の概要

項目	主な論点
現行選挙制度の検証	<u>制度導入の経緯・背景・目的</u> 等 ⁽³⁾
現行選挙制度の評価	<u>政党・政治の在り方の変化</u> 、国民の意識とのギャップ、民意の集約と反映のバランス、 <u>低投票率</u> の原因 等 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾
望ましい選挙制度の在り方	政党や <u>選挙運動の在り方</u> 、一票の較差訴訟、地方 ⁽⁶⁾ の声の反映、 <u>重複立候補</u> の制限 等 ⁽⁷⁾
<u>立法府の在り方</u> ⁽⁸⁾	参議院や地方議会・地方行政との関係
議員定数、 区割りの在り方 等	議員定数の在り方、 <u>面積など人口以外の条件を反映させた区割り</u> ⁽⁹⁾

※衆議院選挙制度協議会は、衆議院選挙制度の見直しに関して議論するため、2023年2月に、与野党6党で設置された。

問1 下線部(1)に関連して、日本の人口動態に関する記述として**最も適切なもの**を、下記のア～エのなかから1つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 山間部の農業地域(農村部)では2000年代から、東京圏・大阪圏・名古屋圏の三大都市圏からの移住によって、人口が減少から増加に転じている。

イ 東京圏では1980年代後半に、地価高騰などを背景に人口流入のペースが鈍化した。それ以降現在まで、山間部の農業地域(農村部)では高齢化は進んだが、人口減少(過疎化)のペースは鈍化した。

ウ すでに顕著な過疎化が起こった過疎地域の多くでは近年、人口流出のペースは1970～80年代と較べて鈍化しているが、死亡数が出生数を上回り続けているため、人口減少が進行している。

エ 1990年代初頭のバブル経済崩壊以降、東京圏から地方圏への人口流出が進んだが、その動きを上回るペースで、東京圏以外の大都市圏(大阪圏・名古屋圏)への地方圏からの人口流出が進んでいる。

問2 下線部(2)に関し、日本の公職選挙法に関する記述として**最も適切なもの**を、下記のア～エのなかから1つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 公職選挙法は、衆議院議員および参議院議員の選挙について規定している。地方公共団体の議会の議員および首長の選挙については各地方公共団体の条例で規定されており、公職選挙法は適用されない。

イ 公職選挙法は、出納責任者など候補者と一定の関係にある者が選挙違反で罰金または禁錮以上の有罪判決を受けた場合、候補者本人に対して当選無効などの制裁を科す、いわゆる連座制についても規定している。

ウ 公職選挙法は、選挙による民主政治の理念および選挙権・被選挙権についてのみ示している。選挙運動や投票等にかかわる具体的な規定は、各議院の議員選挙法および地方自治法に定められている。

エ 公職選挙法は、1950年に、それ以前に存在した選挙に関する法律等を統合するかたちで公布・施行された。参議院議員選挙における選挙権等については、貴族院議員選挙に関する規則を継承した。

政治・経済

問3 下線部(3)に関し、以下の①と②の問いに答えよ。

- ① 次の資料は、1990年4月に、第8次選挙制度審議会[※]が、当時の内閣総理大臣に対しておこなった答申の一部である。この答申は、当時、衆議院議員選挙に採用されていた中選挙区制の問題点を指摘したうえで、選挙制度を小選挙区比例代表並立制に改めることを提言した。文中の空欄 ~ にあてはまる語句として最も適切なものを、対応する選択肢のなかから1つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

資料

衆議院議員選挙は、政権の獲得、政策の実現を目指して、政党間の政策の争いを中心として行われるべきものである。

しかるに、中選挙区制の下では、〔中略〕同一選挙区で同一政党から複数の候補者が立候補することになり、これらの候補者にとっては、選挙は政党、政策の争いというよりは個人同士の争いとならざるを得ない。このような の選挙においては、我が国の社会風土もあり、選挙や政治活動が候補者と有権者の間の個人的なつながりに依存しがちとなり、また選挙に要する資金の膨張をもたらすことともなる。

また、この中選挙区制の下において、永年にわたり政党間の勢力状況が固定化し、 が行われず、このことが政治における緊張感を失わせ、それがまた政治の腐敗をも招きやすくしている。

中選挙区制の下で生じているこれらの問題は、制度の運用のみではもはや改善し得ないものであり、 の選挙を実現するためには、現行選挙制度を根本的に改革する必要がある。

出所：選挙制度審議会「選挙制度及び政治資金制度の改革についての答申」1990年4月26日(出題に際して一部を省略している)。

※第8次選挙制度審議会は、選挙制度等の根本的改革のための具体的方策について内閣総理大臣の諮問を受けて、1989年6月～1991年6月に設置された。

A の選択肢

- | | |
|------------|-------------|
| ア 個人本位 | イ 政策本位・政党本位 |
| ウ イデオロギー本位 | エ 集団本位・派閥本位 |

B の選択肢

- | | |
|--------------|---------------|
| ア 衆議院・参議院の解散 | イ 内閣不信任決議案の提出 |
| ウ 政権交代 | エ 内閣改造 |

C の選択肢

- | | |
|------------|-------------|
| ア 個人本位 | イ 政策本位・政党本位 |
| ウ イデオロギー本位 | エ 集団本位・派閥本位 |

- ② 衆議院議員選挙に小選挙区比例代表並立制を採用する法律案は、1994年の1月と3月の国会で成立した。その時の内閣総理大臣の氏名を、下記のア～カのなかから1つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | |
|--------|--------|---------|
| ア 海部俊樹 | イ 宮澤喜一 | ウ 橋本龍太郎 |
| エ 小淵恵三 | オ 細川護熙 | カ 鳩山由紀夫 |

政治・経済

問4 下線部(4)に関連して、日本では2018年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されるなどして、政治分野での男女共同参画の促進が図られている。諸国における男女格差を統計的に表すものとしてジェンダー・ギャップ指数がある。次の表は、2024年に発表された日本の同指数を、政治参画、経済参画、教育、健康の分野別に示している。指数は男性を1としたときの女性の値であり、1に近いほど男女差が小さいことを意味する。表中の括弧内は、調査対象146ヶ国中の日本の順位である。

表中の項目ア～エにはそれぞれ、上記の4分野(政治参画、経済参画、教育、健康)のいずれかが該当する。各分野の定義[※]を参照して、政治参画の分野に該当する項目を、ア～エのなかから1つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

	日 本	(参考) 146ヶ国の平均
ア	0.568 (120番目)	0.605
イ	0.993 (72番目)	0.949
ウ	0.973 (58番目)	0.960
エ	0.118 (113番目)	0.225
4分野の平均	0.663 (118番目)	0.685

出所：World Economic Forum, *Global Gender Gap Report 2024*

※ 4分野の指数の定義(内閣府男女共同参画局ホームページによる)

政治参画	国会議員の男女比、閣僚の男女比、最近50年間における行政府〔国〕の長の在任年数についての男女比の平均
経済参画	生産年齢人口の労働参加率〔労働力率〕の男女比、同一労働における賃金の男女格差、推定勤労所得の男女比、管理的職業従事者の男女比、専門・技術者の男女比の平均
教育	識字率の男女比、初等教育就学率の男女比、中等教育就学率の男女比、高等教育就学率の男女比の平均
健康	出生児の男女比、健康寿命の男女比の平均

問5 下線部(5)に関連して、日本の国政選挙における全有権者の投票率に関する下記の a～b の文章について、次の指示にしたがって答えよ。

- ①と②の両方の文章が正しい場合にはアを解答欄にマークせよ。
- ①の文章が正しく②の文章が誤りの場合にはイを解答欄にマークせよ。
- ②の文章が正しく①の文章が誤りの場合にはウを解答欄にマークせよ。
- ①と②の両方の文章が誤りの場合にはエを解答欄にマークせよ。

a {

- ① 1960年代～2010年代におこなわれた衆議院総選挙と参議院通常選挙のなかで、最も低い投票率は、参議院通常選挙で記録された。
- ② 1980年代には2回、衆議院総選挙と参議院通常選挙が同日におこなわれた。それらのいわゆる衆参同日選挙では、衆議院総選挙での投票率と参議院通常選挙での投票率は、ほぼ同じであった。

b {

- ① 政権交代が起こった2009年の衆議院総選挙での投票率は、2000年から当時までにおこなわれた衆議院総選挙のなかで最も低かった。
- ② 衆議院総選挙の投票率は、1970・80年代には6割以上であったが、2010年代に実施された3回はいずれも5割台であった。

政治・経済

問6 下線部(6)に関連して、2013年の参議院議員選挙から、インターネットを使った選挙運動[※]が解禁された。現在の日本におけるインターネットを使った選挙運動に関する下記のa～bの文章について、次の指示にしたがって答えよ。

- ①と②の両方の文章が正しい場合にはアを解答欄にマークせよ。
- ①の文章が正しく②の文章が誤りの場合にはイを解答欄にマークせよ。
- ②の文章が正しく①の文章が誤りの場合にはウを解答欄にマークせよ。
- ①と②の両方の文章が誤りの場合にはエを解答欄にマークせよ。

- a {
- ① 政党および候補者は、選挙運動期間中に、選挙運動のためにホームページを更新することができる。
 - ② 候補者が、選挙運動期間中に、動画公開サイトを使った選挙運動をおこなうことは禁止されている。

- b {
- ① 政党および候補者は、選挙運動期間中に、電子メールによる選挙運動をおこなうことができる。
 - ② 有権者が、選挙運動期間中に、ウェブサイトの一種であるブログによる選挙運動をおこなうことは禁止されている。

※選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得または得させるために直接、間接に有利な行為のこと(総務省ホームページ)。選挙の公示・告示日から選挙期日の前日までが選挙運動期間とされている。

問7 下線部(7)に関し、重複立候補制度についての記述として**最も適切なもの**を、下記のア～エのなかから1つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。なお、ここでいう候補者とは、公職選挙法の定める要件を満たす政党等の政治団体に所属し、立候補の届出が受理された者とする。

- ア 候補者は、衆議院小選挙区選出議員選挙と衆議院比例代表選出議員選挙とに重複して立候補することができる。一定の要件を満たす重複立候補者は、衆議院小選挙区選出議員選挙で当選しなかった場合であっても、衆議院比例代表選出議員選挙で、同比例代表選出議員選挙の候補者名簿の当選人となるべき順位に従って当選人となることができる。
- イ 候補者は、衆議院選挙区選出議員選挙と参議院比例代表選出議員選挙とに重複して立候補することができる。一定の要件を満たす重複立候補者は、衆議院小選挙区選出議員選挙で当選しなかった場合であっても、参議院比例代表選出議員選挙で、衆議院の比例代表選出議員候補者名簿の当選人となるべき順位に従って当選人となることができる。
- ウ 候補者は、参議院選挙区選出議員選挙と参議院比例代表選出議員選挙とに重複して立候補することができる。一定の要件を満たす重複立候補者は、参議院選挙区選出議員選挙で当選しなかった場合であっても、参議院比例代表選出議員選挙において、参議院の比例代表選出議員選挙の候補者名簿の順位に従って当選人となることができる。
- エ 候補者は、衆議院小選挙区選出議員選挙と衆議院比例代表選出議員選挙とに重複して立候補することができる。一定の要件を満たす重複立候補者は、衆議院小選挙区選出議員選挙における得票数に、衆議院比例代表選出議員選挙における当該候補者名での得票数を加えることができる。

政治・経済

問8 下線部(8)に関連して、以下の資料は、国会に提出される法律案に関する用語解説の一部である。また、次ページの図表は、2023年の第211回国会(常会)への法律案の提出件数および成立件数を示している。これらの資料と図表についての理解をもとに、次ページのア～エの記述が、正しい場合には解答欄のaを、誤っている場合には解答欄のbをそれぞれマークせよ。

資料

- ・閣法〔内閣提出法律案〕は、閣議決定後に国会に提出される。衆議院、参議院のどちらに先に提出するかについては何ら規定がなく、提出者である内閣の意向次第となっているが、衆議院に先に提出されることが多くなっている。
- ・議員発議の法律案〔議員提出法律案〕は、政党が自らの政策表現として発議するもので、野党が政府案への対案の形で発議するものも多い。議員個々人の法律案というより、会派^{※1}の法律案、政党の法律案というのが実情である。
- ・〔議員提出法律案の一種である〕委員会^{※2}提出の法律案は、理事会等において各会派(政党)の間で合意が形成され、委員会で決定した後提出されることになり、委員長が提出者となる。

出所：衆議院ホームページ(出題に伴い一部を省略し、亀甲括弧と同括弧内の表現を補った。)

※1 会派とは、両議院において多くは政党を基礎に結成される院内会派のことである。ただし、無党派の会という会派もある。

※2 委員会とは、各議院に設けられる常任委員会または特別委員会のことである。

図表 第211回国会(2023年, 常会)への法律案の提出・成立件数

[単位：件数]

内閣提出法律案	議員提出法律案									
	衆議院提出法律案 [*]				参議院提出法律案 [*]				計	
	与党議員	野党議員	***委員会	小計	与党議員	野党議員	委員会	小計		
計	60 (58)**	1 (1)	39 (0)	12 (12)	52 (13)	0 (0)	15 (0)	0 (0)	15 (0)	67 (13)

出所：衆議院ホームページ「第211回国会(常会)議案の一覧」より作成

*衆(参)議院提出法律案とは、当該議院に先に提出され審議された法律案のことである。

**括弧内の値は、提出された法律案のうち、両議院で可決され成立した件数を指す。

***議員提出法律案の細目「与党議員」「野党議員」「委員会」とはそれぞれ、各議院の委員会委員長を除く与党議員が無所属の会の議員と提出した法律案、各議院の委員会委員長を除く野党議員(または同野党議員と無所属議員)が提出した法律案、各議院の委員会委員長が提出した法律案のことである。

ア 議員提出法律案の大半は、野党議員(と無所属議員)が提出した法律案であった。野党議員(と無所属議員)が提出した議員提出法律案は、議員がその所属政党・会派とは無関係に個人で作成・提出したものがほとんどである。

イ 第211回国会に提出された議員提出法律案は、衆議院に先に提出されたものの方が多かった。内閣提出法律案については、参議院に先に提出されることが多い。

ウ 議員提出法律案のうち最も多く衆参両議院で可決され成立したのは、委員会の提出した法律案であった。委員会の法律案は会派(政党)間の合意に基づいて提出されるため本会議で可決されやすいことがその一因である。

エ 第211回国会では、内閣提出法律案は件数と成立率[※]のいずれにおいても、議員提出法律案のそれらを下回った。

※成立率とは、提出された法律案の件数に対する成立した法律案の件数の割合のことである。なお、この定義自体の正誤は、ここでは問うていない。

政治・経済

問9 下線部(9)に関し、参議院の選挙区選出議員選挙制度は、人口規模がそれぞれ異なる都道府県を、選挙区の単位としている。以下の2つの資料はそのことに関する最高裁判所の見解を示した判決文の一部である。資料1に依拠して資料2の空欄に語句を入れる場合、空欄 と にあてはまる語句の組み合わせとして**最も適切なもの**を、下記のア～オのなかから1つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

資料1

憲法は、〔中略〕議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。他方、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであって、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。

資料2

具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、 の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

資料1・2の出所：最高裁判所民事判例集第71巻7号

- | | | |
|---|-----------|-------|
| ア | A 効率的な行政 | B 内閣 |
| イ | A 効率的な行政 | B 国会 |
| ウ | A 投票価値の平等 | B 内閣 |
| エ | A 投票価値の平等 | B 国会 |
| オ | A 投票価値の平等 | B 裁判所 |

〔Ⅱ〕 次のⅡ－AとⅡ－Bの文章を読んで、下記の問いに答えよ。

Ⅱ－A

犯罪捜査にはじまる刑事手続きの結果として科されることがある刑罰は、個人の財産や自由、そして時には生命をも奪う非常に強力な手段であって、究極の国家権力の行使とも言うべきものである。そしてそれは、当該個人の側から見れば、一定の権利の剥奪という側面を有する。それゆえ、日本国憲法は、刑事手続きの⁽¹⁾対象者等に対し、その権利を保障する規定を数多く置いている。これらの規定は、法律の内容をも制約するものである。

たとえば、第33条は、現行犯の場合を除いて、令状によらなければ されない旨を定めている。また、第38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」として、いわゆる を保障している。これらの規定は、いわば刑事手続きの結果が示される「前」における権利を保障するものであるが、刑事手続きが終了した「後」における権利を保障する規定も存在する。すなわち、第40条は、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその を求めることができる。」と規定している。

なお、近時、情報通信技術の発展に伴い、GPS(位置情報把握システム)を用いた犯罪捜査など、対象者のプライバシーの権利を侵害・制約する捜査処分も登場⁽²⁾しており、これらの「新たな」捜査処分をどのように法的に規律していくべきかが活発に議論されている。

政治・経済

問1 文中の空欄 ～ にあてはまる語句として**最も適切なもの**を、次の選択肢のなかから1つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

の選択肢

ア 抑留 イ 搜索 ウ 逮捕 エ 押収

の選択肢

ア 証言拒絶権 イ 黙秘権
ウ 秘匿特権 エ 弁護人依頼権

の選択肢

ア 補償 イ 代償 ウ 賠償 エ 求償

問2 下線部(1)に関し、次のア～エの語句のうち、刑事事件で犯罪の嫌疑をかけられているが、まだ起訴されていない者を指す語句として**正しいもの**を1つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 犯罪者 イ 被告人 ウ 被告 エ 被疑者

問3 下線部(2)に関し、プライバシーの権利に関する下記の a～b の文章について、次の指示にしたがって答えよ。

- ①と②の両方の文章が正しい場合にはアを解答欄にマークせよ。
 ①の文章が正しく②の文章が誤りの場合にはイを解答欄にマークせよ。
 ②の文章が正しく①の文章が誤りの場合にはウを解答欄にマークせよ。
 ①と②の両方の文章が誤りの場合にはエを解答欄にマークせよ。

- a {
- ① プライバシーの権利は、日本国憲法上これを明文上保障する規定はないものの、憲法第13条に定められている幸福追求権の一内容として保障されていると考えられている。
 - ② プライバシーの権利は、「宴のあと」事件についての東京地裁判決においてはじめて、「自己に関する情報をコントロールする権利」として認められた。

- b {
- ① 1988年にはじめて制定された個人情報の保護に関する法律は、行政機関及び民間事業者の保有する個人情報の取り扱いについて基本的な事項を定めることにより、個人のプライバシーを保護することを目的として制定されたものであった。
 - ② インターネットの拡大とともに、プライバシーの権利の一内容として、インターネット上の個人情報や誹謗中傷などを削除してもらう権利としての「忘れられる権利」が主張されるようになった。

政治・経済

問4 刑事手続きの基本原則に関する次のア～エの記述のうち、正しいものを2つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 令状主義とは、逮捕や捜索・押収などの犯罪捜査のための強制処分について、例外的な場合を除いて、検察官の発する令状を要するとする原則である。

イ 刑事裁判における審理を経ても、犯罪事実の存否が明らかにならなかった場合には、裁判所は、無罪を言い渡さなければならない。

ウ 一事不再理の原則とは、刑事事件においては、同一の事件については同じ罪状で再び裁判をしてはならないという原則である。

エ 罪刑法定主義とは、いかなる行為が犯罪で、それに対していかなる刑罰が科されるかは、あらかじめ憲法で定められていなければならないとする原則である。

Ⅱ－B

司法権の担い手は、裁判所である。しかし、一口に「裁判所」といっても、日本には様々な種類の裁判所がある。これらのなかには、たとえば、比較的軽微な民事裁判・刑事裁判についてのみ第一審の裁判権を持つ **A** や、全国 **B** 箇所(ただし、支部および知的財産高等裁判所は除く)に置かれている高等裁判所、少年の保護事件の審判等を行う **C** などが存在する。

裁判所が下した判決に不満があれば、上級の裁判所に不服の申し立てをすることができる。これを一般に、**D** という。この **D** のなかには、第一審の判決に対して行う **E** と、第二審の判決に対して行う **F** とがある。このように、審級を異にする裁判所の審理を三回受けることを認める裁判制度を三審制といい、これにより、裁判の公平性・慎重性が確保されている。

裁判のうち、刑法で定めている犯罪行為を内容とする刑事事件を扱うのが、刑事裁判である。刑事裁判は、⁽¹⁾ 検察官による公訴の提起(起訴)により開始される。この刑事裁判の領域において注目すべきは、⁽²⁾ 司法制度改革の一環として、2009年に裁判員制度が導入されたことである。これは、一定の事件の第一審について、⁽³⁾ 満 **G** 歳以上の国民のなかから選ばれた裁判員が、裁判官(職業裁判官と呼ばれる)とともに合議体を形成し、協働して審理を行う制度である。なお、裁判員の年齢が **G** 歳以上となったのは、2022年の法改正によってである。裁判官と裁判員の合議体は、原則として、**H** 名の職業裁判官および **I** 名の裁判員から構成される。この裁判員制度は、「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に参与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ」で設けられたものである(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第1条)。

政治・経済

問5 文中の空欄 **A** ～ **I** にあてはまる語句または数字として**最も適切なもの**を、次のア～ニのなかから1つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。なお、同じ記号を二度選んでもよい。

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| ア 控訴 | イ 地方裁判所 | ウ 家庭裁判所 | エ 抗告 |
| オ 上告 | カ 上訴 | キ 行政裁判所 | ク 特別裁判所 |
| ケ 簡易裁判所 | コ 1 | サ 3 | シ 4 |
| ス 6 | セ 8 | ソ 9 | タ 10 |
| チ 14 | ツ 15 | テ 16 | ト 18 |
| ナ 20 | ニ 22 | | |

問6 下線部(1)に関し、次のア～エの文章のうち、**正しいもの**を1つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 日本の刑事事件では、年により微差はあるものの、検察官に起訴された者のうちの70～80%が有罪判決を下されている。
- イ 裁判所の場合とは異なり、最高検察庁や高等検察庁という名称の検察庁は存在しない。
- ウ 検察官が不起訴とした者であっても、有権者から選ばれた11名の審査員により構成される検察審査会が、起訴相当との判断を二度行った場合には、必ず起訴される。
- エ 検察官は、あくまで裁判所に公訴を提起して適正な判決を求める権限を有するのみであって、有罪とされた者の刑の執行を監督する権限を有しない。

問7 下線部(2)に関し、司法制度の改革に関して述べた次のア～エの文章のうち、**正しいものを2つ**選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 日本の法曹人口を増加させるべく従来の司法試験制度の改革が行われた結果、法曹養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院が設けられた。

イ 捜査機関による行き過ぎた取り調べや冤罪^{えん}を防ぐために、全ての刑事事件について、取調べの全過程の録音・録画が義務付けられている。

ウ 犯罪被害者は、刑事訴訟の当事者ではないから、刑事裁判の傍聴が許されるのみであって、公判期日に出席したり、意見を述べたりすることは許されない。

エ 捜査に協力することと引き換えに不起訴処分や刑罰の減免を得る制度である司法取引制度に対しては、冤罪^{えん}を助長するとの批判がある。

政治・経済

問8 下線部(3)に関し、裁判員制度に関する下記のa～bの文章について、次の指示にしたがって答えよ。

- ①と②の両方の文章が正しい場合にはアを解答欄にマークせよ。
- ①の文章が正しく②の文章が誤りの場合にはイを解答欄にマークせよ。
- ②の文章が正しく①の文章が誤りの場合にはウを解答欄にマークせよ。
- ①と②の両方の文章が誤りの場合にはエを解答欄にマークせよ。

a {

- ① アメリカの陪審制度における陪審とは異なり、日本の裁判員制度における裁判員は、有罪・無罪の判断だけでなく、科すべき刑の判断にも関与する。
- ② 殺人などの重大事件については、裁判を誤った場合の影響が大きいことから、裁判員裁判の対象事件から除外されている。

b {

- ① 裁判員の候補者として選出された者は、いかなる理由があつたとしても辞退できない。
- ② 裁判員となった者は、担当した事件について守秘義務が課されるが、この義務はあくまで道徳的な義務であつて、これに違反して秘密を漏らしたとしても、刑罰が科されることはない。

〔Ⅲ〕 次の文章を読んで、下記の問いに答えよ。

第二次世界大戦後、日本政府が傾斜生産方式により経済復興を試みる過程では **A** が生じ、経済は混乱に瀕した。⁽¹⁾GHQは、1948年12月、**B** 首相宛に書簡を發出し、経済安定9原則の実施を日本政府に迫った。その具体策としてドッジ・ラインが実施された結果、混乱期は脱したものの、**C** に陥った。

ところが1950年に朝鮮戦争が勃発し、特需により日本経済は息を吹き返した。これを足掛かりに、日本経済は1950年代半ばから1970年代初めまで高度(経済)成長⁽³⁾を続けた。この頃、日本は開放経済体制に移行するとともに、1968年には日本のGNPは **D** ⁽⁴⁾を抜き資本主義国第2位となった。一方、日本の集中豪雨的な輸出により欧米諸国は打撃を受け、貿易摩擦が深刻になった。1980年代後半、⁽⁵⁾国際協調により円高誘導策がとられたのに対応して、日本企業は海外への生産拠点の移転を進めた。ちなみに、拠点の海外展開という意味では、世界的に見ても、複数の国々に事業活動の拠点を置く、多国籍企業の存在感や影響力が増大している。⁽⁶⁾

さて、日本経済は、1980年代半ば以降、バブル景気と呼ばれる空前の好景気を謳歌^{おうか}していた。しかし1990年代に入るとバブル経済はついに崩壊し、それ以降の長期に及ぶ不況に陥った。**E** に就任した小泉純一郎首相は「**F** 構造改革」を掲げ、サプライサイドからの改革で経済活性化を図った。一時期、経済成長率は上昇したが、バブルに沸くアメリカの好況に支えられた面が否めない。また同構造改革は、所得格差の拡大、非正規雇用者の増大および地方の衰退をはじめ負の効果を伴ったとの指摘もある。

さて、**G** 年に成立した第二次安倍晋三内閣は、デフレ脱却と実質経済成長率2%を目指して、アベノミクスと呼ばれる政策を推進した。しかし当初の目標は必ずしも実現に至らなかった。

政治・経済

問1 文中の空欄 ～ にあてはまる語句または数字として最も適切なものを、次の選択肢のなかから1つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。なお、選択肢はそれぞれ一度しか使用できないものとする。

と の選択肢

- | | | |
|--------|------------|--------|
| ア 安定恐慌 | イ ハイパーインフレ | ウ 戦後恐慌 |
| エ 証券不況 | オ デフレスパイラル | |

の選択肢

- | | | |
|--------|-------|---------|
| ア 芦田均 | イ 片山哲 | ウ 幣原喜重郎 |
| エ 石橋湛山 | オ 吉田茂 | |

の選択肢

- | | | |
|--------|--------|-------|
| ア イギリス | イ イタリア | ウ カナダ |
| エ フランス | オ 西ドイツ | |

の選択肢

- | | | |
|------------|------------|------------|
| ア 1990年代後半 | イ 2000年代前半 | ウ 2000年代後半 |
| エ 2010年代前半 | オ 2010年代後半 | |

の選択肢

- | | | |
|------------|--------|--------|
| ア 際限なき | イ 聖域なき | ウ 忖度なき |
| エ 過去に類を見ない | オ 例外なき | |

の選択肢

- | | | |
|--------|--------|--------|
| ア 2006 | イ 2008 | ウ 2010 |
| エ 2012 | オ 2014 | |

問2 下線部(1)に関連して、下記の文章の空欄 ～ にあてはまる語句または数字として**最も適切なもの**を、対応する選択肢のなかから1つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。なお、選択肢はそれぞれ一度しか使用できないものとする。

傾斜生産方式とは、基幹産業に重点的に資金や資源を投入する政策をいう。同方式では、海外から を確保した上で、当時不足していた の増産には が不可欠なため、 産業に資源を配分した。それによって増産された を、再び 産業に配分した。こうして他の産業への波及効果が大きい部門における増産を優先させることによって、経済復興の実現を目指したのである。

同方式を資金面で主に支えていたのが、 引き受けの債券を原資とする による融資であった。重点的に資金が投入された 産業では、1948年度末において全金融機関による設備資金融資残高に占める 融資の比率は約 割に上った。

の選択肢

- | | | |
|--------|-------|------|
| ア 金 | イ 重油 | ウ ドル |
| エ 天然ガス | オ ポンド | |

と の選択肢

- | | | |
|-------|--------|--------|
| ア 建築物 | イ 石炭 | ウ セメント |
| エ 鉄鋼 | オ 輸送機器 | |

の選択肢

- | | | |
|--------|--------|--------|
| ア 大蔵大臣 | イ 商工大臣 | ウ 証券市場 |
| エ 日本銀行 | オ 世界銀行 | |

政治・経済

E の選択肢

- ア 国民金融金庫
- ウ 日本勧業銀行
- オ 復興金融金庫

- イ 商工組合中央金庫
- エ 日本長期信用銀行

F の選択肢

- ア 5
- イ 6
- ウ 7
- エ 8
- オ 9

問3 下線部(2)に関連して、以下のア～ウの事項について、経済安定9原則に**含まれる場合には解答欄のa**を、**含まれない場合には解答欄のb**をそれぞれマークせよ。

- ア 徴税の強化
- イ 輸出の制限
- ウ 賃金の引き上げ

問4 下線部(3)に関連して、下記の a～b の文章について、次の指示にしたがって答えよ。

- ①と②の両方の文章が正しい場合にはアを解答欄にマークせよ。
 ①の文章が正しく②の文章が誤りの場合にはイを解答欄にマークせよ。
 ②の文章が正しく①の文章が誤りの場合にはウを解答欄にマークせよ。
 ①と②の両方の文章が誤りの場合にはエを解答欄にマークせよ。

- a {
- ① 1950年代半ばから1970年代初めまでの家計部門の貯蓄率[※]は平均してみると約9%であった。高度成長の要因の1つとしては、この潤沢な預金に基づく資金が企業に融資され、設備投資に充当されたことがあげられる。
- ② 戦後のベビーブームを背景として、特に都市部の人口が爆発的に増大した。高度成長の要因の1つとしては、こうした都市部の若い労働力が地方の工業地帯に大量に供給され、拡大する生産を支えたことがあげられる。

- b {
- ① 高度成長期前半の「神武景気」では、戦前の所得水準を回復したことで、いわゆる三種の神器(白黒テレビ・電気冷蔵庫・電気洗濯機)が一般家庭に普及した。
- ② 高度成長期後半の6年以上に及んだ「いざなぎ景気」では、いわゆる3C(自動車・カラーテレビ・クーラー)が一般家庭に普及するなど経済状況が力強く推移した。

※貯蓄率とは家計可処分所得と消費支出の差額の家計可処分所得に対する比率である。

政治・経済

問5 下線部(4)に関連して、下記の文章の空欄 ～ にあてはまる語句として**最も適切なもの**を、次のア～シのなかから1つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。なお、選択肢はそれぞれ一度しか使用できないものとする。

日本は1963年に GATT 12条国から11条国となり、国際収支の悪化を理由として、 の制限が認められない国になった。また、1964年には IMF 14条国から8条国となり、経常取引に対する の管理が認められない国になった。さらに、同年、日本は OECD に加盟し、 の自由化が義務づけられ、1967年以降は段階的に の自由化が行われた。

ア 為替

イ 関税

ウ 資本

エ 二酸化炭素排出量

オ 農産物

カ 輸出価格

キ 輸出数量

ク 輸入価格

ケ 輸入数量

コ 労働移動

サ 輸送費

シ 実物投資

問6 下線部(5)に関連して、日米貿易摩擦に関する下記の a～b の文章について、次の指示にしたがって答えよ。

- ①と②の両方の文章が正しい場合にはアを解答欄にマークせよ。
 ①の文章が正しく②の文章が誤りの場合にはイを解答欄にマークせよ。
 ②の文章が正しく①の文章が誤りの場合にはウを解答欄にマークせよ。
 ①と②の両方の文章が誤りの場合にはエを解答欄にマークせよ。

- a {
- ① アメリカはスーパー301条を根拠として不公正な貿易政策や輸入障壁があると疑われる国を特定して改善を交渉し、成果が得られない場合には報復措置をとる。日本は1989年に、PC(パーソナル・コンピュータ)などがその対象に特定された。
 - ② 日米構造協議では、アメリカは日米間の貿易不均衡の原因は、日本の関税および非関税障壁が高すぎる点にあるとして改善を求めた。

- b {
- ① 前川レポートは、日米貿易摩擦解消のために、内需の拡大と市場開放・規制緩和により経常収支の不均衡を是正すべきことを提言した。同提言に基づき当該是正を促進するために日本銀行が高金利政策をとったことにより、バブル経済を招いたとの見方がある。
 - ② プラザ合意とは、1985年に締結された為替市場への協調介入に関する合意である。この時期にアメリカは対外純債務国に転落し、貿易赤字の改善と黒字化に向けた取り組みにより、経済力を強化する必要に迫られていた。同合意に従い、イギリス、イタリア、フランス、西ドイツおよび日本は、外国為替市場に協調介入してドル高是正を行うことに合意した。

政治・経済

問7 下線部(6)に関連して、下記の a～b の文章について、次の指示にしたがって答えよ。

- ①と②の両方の文章が正しい場合にはアを解答欄にマークせよ。
- ①の文章が正しく②の文章が誤りの場合にはイを解答欄にマークせよ。
- ②の文章が正しく①の文章が誤りの場合にはウを解答欄にマークせよ。
- ①と②の両方の文章が誤りの場合にはエを解答欄にマークせよ。

- a {
- ① 多国籍企業の進出国では同企業に対して高い税率を課することが国際基準により決まっているので、同企業の進出には進出国の財政的基盤を強化するという長所がある。
 - ② 日本銀行の国際収支関連統計によれば、日本の対外直接投資残高は、2023年末現在、ASEAN、アメリカ、EUの順に多い。日本の多国籍企業は、地域的近接度が高いことからASEANへの依存度が大きい。
- b {
- ① 先進国に本拠を置く多国籍企業が発展途上国に進出する場合には、生産能力が増大したり、技術移転が進展したりするなどの経済的利益の発現が発展途上国側に期待される。
 - ② 先進国に本拠を置く多国籍企業が他の先進国に進出する場合には、進出先国の雇用を縮小させ、同国の有効求人倍率の低下を招くことから、貿易摩擦問題に発展する懸念がある。

(白 紙)